

第79号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

公の施設の名称 及び所在地	①西山公園体育館 長岡京市長法寺谷山1番地 ②長岡京市立スポーツセンター 長岡京市神足下八ノ坪1番地
指定管理者	長岡京市長法寺谷山1番地 公益財団法人長岡京市スポーツ協会 会長 瀧川 正幸
指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(参考)

西山公園体育館及び長岡京市立スポーツセンター指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集（公募）について

募集受付期間：令和3年9月1日～9月8日

募集周知方法：①広報長岡京8月号に募集記事掲載

②長岡京市のホームページに募集記事掲載（8月1日～）

2 応募者について

応募者数：2件

応募者名：公益財団法人長岡京市スポーツ協会、日本環境マネジメント株式会社

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和3年10月13日(水)

午後2時25分から各団体40分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

- (1) 長岡京市民の健康の保持増進、体力の維持向上のために、地域に根ざしたスポーツ振興事業の実施ができる法人その他の団体であること。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定する、スポーツプログラマー又はマネジメントの資格を有する者がおり、その者を、西山公園体育館及びスポーツセンターに常駐（午前8時30分から午後5時00分まで。月20日以上。）させることのできる法人その他の団体であること。
- (3) 健康の保持増進、体力の維持向上のための、スポーツ振興事業実績のあること。
- (4) 地域コミュニティの醸成に寄与すると認められること。
- (5) 事業計画書による2施設の運営が、市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (6) 事業計画書の内容が2施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (7) 事業計画書に沿った2施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。